

令和 8 年度 城西中学校部活動に関する規定

令和 8 年 4 月

1 部活動の目的

- スポーツや文化等に親しむ活動を通して、校訓「心身を鍛え英知を磨く」を体現するために心・技・体の充実を図る。
- 集団活動を通して、お世話になっている方々への感謝の気持ちを行動に表すとともに、挨拶や礼儀などよりよいマナーを身に付け協調性と人間性の伸長に努める。
- 日々の活動を通して自己を見つめることにより、目標を達成するために必要なマネジメント能力を磨く。

2 部活動の意義

- ① 生徒の自主性と個性を伸ばし、青少年の健全育成を図ること。
- ② 一つの活動を通して、入部している生徒が生きがいを感じる。
- ③ 余暇の善用を図り、生活に潤いを与えること。
- ④ 体力、忍耐力、協力心等を養うこと。
- ⑤ 自己の個性や能力を発見し、それを伸ばすこと。
- ⑥ 広く望ましい人間関係を深めること。
- ⑦ 物事を自主的、自発的に行い、積極的に行動する態度や習慣及び責任感を養うこと。
- ⑧ 集団のきまりを守り、所属感や連帯感を身に付けること。

3 活動時間

- (1) 平日の活動時間は 2 時間程度、休日は 3 時間程度（練習試合等は除く）とする。

【平日の最終下校時刻】※この間に放課後 2 時間程度活動

4 月	1 8 : 3 0	10 月	1 7 : 3 0（新人大会以降）
5 月	1 8 : 3 0	11 月	1 7 : 1 5
6 月	1 8 : 3 0	12 月	1 7 : 0 0
7 月	1 8 : 3 0	1 月	1 7 : 1 5
7・8 月	1 6 : 0 0（長期休業中）	2 月	1 7 : 3 0
9・10 月	1 8 : 0 0（新人大会まで）	3 月	1 8 : 0 0

※最終下校時刻の 15 分前までに活動を終え、片付けや着替えをする。

【休業日の活動開始・終了時刻】

※原則として長期休業中も含むものであるが、7～9 月については暑さ対策のため、保護者の了解のもと早朝から（7：00～3 時間程度）の練習も可とする。その際には家庭の事情も考慮して、練習参加の無理強いはいしないこと。

時間帯	開始時刻及び最終終了時刻
午前練習	8：30～12：00 の間で 3 時間程度
午後練習	12：30～16：00 の間で 3 時間程度

- (2) 平日の部活動の早朝練習は実施しない。（駅伝練習は校長の承認の下で実施する）
(3) 休日の部活動についても、非常変災時（特別警報や大地震等）は「非常変災時の対応について」に従う。

4 安全対策

- (1) 活動中の傷害予防と対応

- ① 活動場所の安全を確かめるとともに、活動中に事故が起こらないように監督する。
- ② 活動中のけがについては、養護教諭又は指導教員等の適切な手当及び処置を行い、けがの大小に関わらず必ず家庭連絡する。
- ③ 緊急搬送が必要と判断される場合は、119 番通報をするとともに応急処置を行う。

- (2) 熱中症対策

- ① 活動前、活動中、活動後に健康観察を実施し、体調不良者には適切に対処する。
- ② 活動中は、原則、下記のとおり適度に水分・塩分等を補給させる。
 - 気温の高くなる時期は 20 分～30 分に 1 回（冬季は 40 分～50 分）
 - 水分補給の時間とは別に、1 時間に 1 回程度は休息をとる。
- ③ 夏季休業中は、日直が「暑さ指数（WBGT）」を、体育館と運動場で午前 8 時から 2 時間ごとに測定し、数値が 31 を超えれば部活動はすぐに中止する。（本校を会場とする練習試合についても同様の措置をとる）また、気温が 35 度を超えた場合も部活動は中止する。

5 設置する部活動及び休養日、大会参加について

(1) 設置する部活動

<運動部>

部活動名	休養日
陸上競技部（男女）	水、日
バスケットボール部男子	水、日
バレーボール部男子	水、日
バレーボール部女子	水、日
軟式野球部	水、日
ラグビー部	水、土
ソフトテニス部男子	水、日
ソフトテニス部女子	水、日
卓球部男子	水、日
卓球部女子	水、日

<文化部>

部活動名	休養日
吹奏楽部	水、日
美術部	水、土、日
茶道部	木のみ活動
園芸部	水、土、日

(2) 休養日及び活動停止日

- ① 期末テスト1週間前から部活動を停止する。
- ② 平日は週1日（原則水曜日）を全校一斉活動停止日とし、月行事予定で知らせる。
- ③ 土日のいずれかを各部ごとに活動停止日とする。
※ 活動停止日に活動する場合は、停止日を別日にとる。
- ④ 長期休業中の土日は休養日とするとともに、長期の休養期間をとる。
※ 学校閉庁日には、全校一斉停止日とする。

(3) 大会・コンクールの参加について

総体・新人戦・全日本吹奏楽コンクール以外の大会とコンクールについては、各顧問の方針で参加の有無を定めるものとする。

6 地域移行（展開）について

- 運動部については、松山市教育委員会の方針により、令和9年9月1日以降の休日に部活動としての活動は行わない。
- 文化部については、段階的に地域移行（展開）を目指しており、今後の松山市教育委員会及び城西中学校の方針に従うものとする。